

中東知的財産ニュースレター Vol. 7 (2016年7月)

<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE は韓国と覚書を締結</p> <p>アラブ首長国連邦 (UAE) は、2016年5月30日アブダビで開催された第五回 UAE 韓国経済共同委員会で、3つの覚書 (MoU) に署名しました。これら MoU は、高度技術革新における協力体制の強化を目的としています。</p> <p>第一の MoU は、UAE 経済省と韓国企画財政部が締結し、中小企業の技術革新プログラムの知識共有に関するものです。</p> <p>第二の MoU は、前回のニュースレターでお伝えしたとおり、韓国特許商標庁 (KIPO) の IT 専門家の UAE 経済省への派遣および知財手続きの支援に関するものです。</p> <p>第三の MoU は、マスダールと韓国インフラ技術推進局が、海水淡水化事業に関し締結した共同開発協定です。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>アブダビ経済開発局による強制捜索</p> <p>アブダビ経済開発局のアブダビ・ビジネスセンター (ADBC) は、今年上半期にアブダビ、アル・アインおよび西部地域で、247 回のレイドを行い、200,428 の模倣品を押収しました。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>ドバイ経済開発局 (DED) は、ドバイにおける高級品の模倣品取締りキャンペーンを開始</p> <p>官民協力体制の強化を目指すドバイ経済戦略に則り、DED はルイヴィトンと協力し、模倣高級品を購入しないよう消費者に呼びかけるための新たなキャンペーンを実施する予定です。</p> <p>このキャンペーンの一環として、違法行為の摘発と知財法の取締り強化を目指し、DED 現場職員のトレーニングも行われる見込みです。</p>
<p>イエメン</p>	<p>商標登録出願の類見出し使用の廃止</p> <p>イエメンは、2016年5月4日の告知により、商標登録出願の類見出しの使用を廃止しました。類見出しに代り、出願人は、個々の商品／</p>

	<p>サービスを特定するのみとなりました。この新規定は、2016年6月6日から施行されています。</p>
<p>オマーン</p>	<p>オマーンでの商号登録の新条件</p> <p>2016年4月27日に商工省により発布された2016年省令第124号に基づき、登録の対象となる商号は、アラビア語によるもの、あるいはアラビア語に翻訳されたものでなければならず、外国語を含むものは認められません。ただし、オマーンに登録する国際企業の子会社、オマーン企業と外国企業の合併会社、または、完全外資系企業の商号登録にはこの条件は適用されません。</p> <p>条件が満たさない商号の登録申請や既存商号の変更申請は、商工省によって拒絶される恐れがあります。</p> <p>他にも、政治的、宗教的、軍事的意味合いを持つ商号、既存の社会組織または慈善団体の組織名と一致する商号なども使用が禁止されています。また‘オマーン’や‘オマーニヤ’などの語を含む商号も登録不可となります。</p> <p>さらに、既存の商号またはその一部に類似するもの、あるいは、国内外で認知される他の商号に類似するものの登録申請も、棄却あるいは修正が求められる可能性があります。</p>
<p>クウェート</p>	<p>クウェート PCT に加盟</p> <p>クウェートは、2016年6月9日、149番目のメンバーとして正式に特許協力条約(PCT)に加盟しました。PCTは、一つの国際特許出願により、出願人に最大149カ国で同時に特許権の保護を提供します。</p> <p>国際特許出願は、国ごとや地域ごとに個別に特許出願を行うよりも、費用対効果が高いです。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> クウェートの PCT 加盟により、GCC6 カ国の全てが PCT に加盟しました。これにより、GCC 特許庁が PCT に加盟するための体制が整ったところ、GCC 特許庁の早期の PCT 加盟が期待されます。</p>
<p>クウェート</p>	<p>クウェートは、登録商標の更新、譲渡および住所変更の公表を停止</p> <p>クウェートの商標局は、商標登録の更新、譲渡登録、住所／社名変更登録を今後、官報に掲載しない旨、Clyde & Co の現地エージェント</p>

	<p>に伝えました。</p> <p>したがって、これらの申請に際し、公告料の支払は今後必要なくなります。</p> <p>ただし、この動きは GCC 商標法に矛盾するものと見られるため、現地エージェントは更なる情報を収集中です。詳細が分かり次第、お伝えします。</p>
シリア	<p>国際商標登録料の引き下げ</p> <p>2016年8月1日から、シリアアラブ共和国での国際商標登録の個別料金が、66 CHF (USD 68)から39 CHF (USD 40)に値下げされる予定です。詳細につきましては、以下のマドリッドプロトコルに関するリンクをご参照ください:</p> <p>http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2016/madrid_2016_21.pdf</p>
シリア	<p>商標、意匠、実用新案の申請に対する公告料の値上げ</p> <p>2016年5月15日、シリア国内取引・消費者保護省は、省令第1171号を發布し、国内外の出願人による商標、意匠、実用新案の全ての新規出願および更新申請に関し、公告料を引き上げました。この省令は、2016年5月22日から施行されています。</p> <p>新料金：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標、意匠、実用新案の新規出願／更新申請の公告料（第一回と第二回の公告料）70,000 SYP (325 USD) ・ 商標の新規出願／更新申請の追加10項目ごとの追加公告料（第一回と第二回の公告料）2,000 SYP (9 USD) ・ 一件の同じ出願における意匠、実用新案の追加公告料 12,000 SYP (55 USD) ・ 出願変更の公告料 25,000 SYP (115 USD)
リビア	<p>リビア商標局の再開</p> <p>ストライキ後、リビア商標局の再開が確認されました。</p> <p>商標局は、現在通常どおり運営しており、出願を受領中であることを明らかにしています。</p>

[特許庁委託]
中東知的財産ニュースレター Vol. 7 (2016年7月)

[著者]
Clyde & Co
Middle East Regional Office
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp



2016年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。